

議事日程(第6号)

平成26年9月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 認定第1号 平成25年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第2号 平成25年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第4 議案第62号 県営圃場整備事業の損失補償について
- 日程第5 議案第63号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第64号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第65号 由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第66号 由布市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第67号 由布市職員定数条例の一部改正について
- 日程第10 議案第68号 平成26年度由布市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第69号 平成26年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第70号 平成26年度由布市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第71号 平成26年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第72号 平成26年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第73号 平成26年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第74号 平成26年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第1号)
- 追加日程
- 日程第1 発議第7号 由布市議会基本条例の制定について
- 日程第2 発議第8号 「手話言語法(仮称)」の早期制定を求める意見書
- 日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 認定第1号 平成25年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第2号 平成25年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第4 議案第62号 県営圃場整備事業の損失補償について
- 日程第5 議案第63号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第64号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第65号 由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第66号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第67号 由布市職員定数条例の一部改正について
- 日程第10 議案第68号 平成26年度由布市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第69号 平成26年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第70号 平成26年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第71号 平成26年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第72号 平成26年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第73号 平成26年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第74号 平成26年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）
- 追加日程
- 日程第1 発議第7号 由布市議会基本条例の制定について
- 日程第2 発議第8号 「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書
- 日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員（21名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 太田洋一郎君 | 2 番 野上 安一君 |
| 3 番 加藤 幸雄君 | 4 番 工藤 俊次君 |
| 5 番 鷺野 弘一君 | 6 番 廣末 英徳君 |
| 7 番 甲斐 裕一君 | 8 番 長谷川建策君 |

9番	二ノ宮健治君	10番	小林華弥子君
11番	新井一徳君	12番	佐藤郁夫君
13番	佐藤友信君	14番	溝口泰章君
15番	渕野けさ子君	16番	佐藤人巳君
17番	田中真理子君	18番	利光直人君
19番	生野征平君	20番	太田正美君
21番	工藤安雄君		

欠席議員（なし）

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長	秋吉孝治君	書記	江藤尚人君
書記	三重野鎌太郎君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤奉文君	副市長	島津義信君
教育長	清永直孝君	総務部長	相馬尊重君
総務課長	梅尾英俊君	財政課長	御手洗祐次君
総合政策課長	溝口隆信君	会計管理者	森山金次君
産業建設部長	生野重雄君	健康福祉事務所長	衛藤哲雄君
環境商工観光部長	平井俊文君	挾間振興局長	柚野武裕君
庄内振興局長	生野隆司君	湯布院振興局長	加藤勝美君
教育次長	日野正彦君	消防長	甲斐忠君

午前10時00分開議

○議長（工藤 安雄君） 皆さんおはようございます。

今期定例会も本日が最終日です。議員及び執行部各位には、連日の審査、また現地調査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第6号により行います。

○議長（工藤 安雄君） まず、日程第1、請願・陳情についてを議題とします。

本定例会において付託いたしました請願1件、継続審査となっていました請願1件・陳情1件について、各委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、佐藤人已君。

○総務常任委員長（佐藤 人已君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員会に付託されました請願・陳情審査の報告をいたします。

本委員会に付託の請願・陳情は審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告します。

日時は平成26年9月16日、審査、まとめ。

場所、庄内庁舎会議室。出席者は私と野上委員、それから廣末委員、工藤安雄委員、それから副委員長の田中真理子委員、そして鷲野弘一委員、新井一徳委員です。

では、早速ではありますけれども、審査報告をいたします。

請願受理番号4、受理年月日平成26年5月29日、件名、安倍内閣がすすめる集団的自衛権容認に反対する請願。

委員会の意見。

集団的自衛権行使容認の動きをめぐっては、盛んに国会内で議論が行われました。憲法解釈変更による行使容認については慎重な検討を求める意見が与党内にも根強くありましたが、安倍内閣は7月1日の臨時閣議で、従来の憲法解釈を変更し、自国が攻撃を受けていなくても他国への攻撃を実力で阻止する集団的自衛権の行使を容認すると決定しました。

日本の存立が脅かされるなどの要件を満たせば、必要最小限度の武力行使は許されるとの内容です。請願に賛成意見として、従来の憲法解釈を時の為政者の都合で変えることは立法立憲政治の否定につながるなどの意見や、海外での武力行使につながるのではないか、内容については国民は十分理解できていないなどの意見がありました。

請願の反対の意見として、近年安全保障をめぐる情勢は変わっており国防上は絶対に必要であるとの意見や、海外派兵は許されないという原則は全く変わらないものであり、自衛隊が戦闘に参加するようなことは今後もない、憲法9条の規範性は維持している等の意見もありました。

慎重に審査した結果、賛成少数で不採択とすべきと決定しました。

続きまして、受理番号3、受理年月日平成26年6月3日、件名、「マイ停留所」でユーバスを「体と心の健康寿命を延ばせる生活インフラ」に関する陳情。

委員会の意見。

陳情者に出席を求め願意を確認したところ、住んでいる場所にもかかわらず誰もが利用できる公共交通網（生活インフラ）の整備と、バスに係る庁舎内連携については総合政策課だけではなく、地域振興課や福祉担当課など全課横断的に市民の利用ニーズの掘り起こしを求めるという内容でした。

陳情者は市民交通対策検討委員会の公募メンバーとして、由布市の公共交通施策に精通しています。これまで多くの提案を行政側に投げかけてきたが、検討委員会の開催回数も少なく、みずからの提案についても思い通りに受け入れてくれないとの主張でした。

執行部からは今回の陳情内容も含め市民交通対策検討委員会でいろんな施策について協議を重ねてきており、協議結果を踏まえた上で改善できるところは改善し、総合的に判断して、現在のコミュニティバス運行事業を実施しているとの説明を受けています。

委員からバス運行事業については、市民交通対策検討委員会の協議経過・結果を尊重すべきとの意見が多く出されました。陳情者についても検討委員会の席で自分の意見を主張して同意を得られる努力をすべきとの意見が多数となりました。

市民交通対策検討委員会に対しては、地域全体の要望として必要度の高い事業を見極め、より効率的な事業実施ができるように丁寧な協議・検討を求める意見が出されています。

慎重に検討した結果、全員一致で不採択とすべきと決定しました。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 次に、教育民生常任委員長、二ノ宮健治君。

○教育民生常任委員長（二ノ宮健治君） 皆さん、おはようございます。教育民生常任委員長の二ノ宮健治でございます。

陳情の審査報告をいたします。

本委員会に付託の陳情は審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告いたします。

日時は26年9月12日審査、まとめをいたしました。場所は湯布院庁舎2階会議室です。出席委員につきましては、加藤副委員長、工藤委員、佐藤委員、溝口委員、太田委員、淵野委員の教育民生常任委員全員でございます。

審査結果に入る前に、今回、清永教育長が勇退されるとお聞きをいたしました。本当に長い間、大変難しい教育現場で頑張ってくださいました。所管の委員長として本当にお礼を申し上げたいと思います。大変お疲れでございました。

では、陳情結果について御説明をいたします。

受理年月日、平成26年8月11日です。「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書

の提出を望む陳情書でございます。

委員会の意見。

今回の陳情の趣旨は、「手話が音声言語と対等な言語、日本語であることを広く国民に広め、あらゆる場面での手話による情報の提供・獲得が行なわれ、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べるようにするとともに、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備」を目的とした「手話言語法（仮称）を制定する」ことを求める意見書の提出を望むものです。

陳情者である大分県聴覚障害者協会に私出向いて行きました。いろいろなお話を伺いましたし、資料をいただきまして手話は音声聞こえない、聞こえづらい、音声で話すことができない、話しにくいろう者にとって、コミュニケーションをとり、教育を受け、働き、社会活動に参加し、生活を営み人間関係を育み、人として成長していくために必要不可欠な言語である。また、既に全国582の自治体で手話言語法制定を求める意見書が採択されているとの情報もいただきました。

当委員会として、ろう者が生きていく上で国が法的な整備を行い、社会の中で障がいがあっても、十分に活動できるための環境整備が急務だと確認をする中で、全員一致で採択すべきと決定をいたしました。

ぜひ、皆さんの御賛同をいただきまして、このあと議員発議として提出を予定しております。よろしく願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより、審議に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

まず、請願受理番号4、安倍内閣がすすめる集団的自衛権容認に反対する請願を議題として質疑を行います。質疑はありますか。小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 総務常任委員長にお聞きをいたします。

まず3点ほどお聞きしたいのですが、委員会結果、賛成少数で不採択というふうにあります。委員会の中で数の採決をしたのでしょうか、その場合、賛成、反対はどのぐらいの数がいたのか教えてください。

2点目、この集団的自衛権容認に反対する請願については、今、全国でいろいろさまざまに議論をされているというふうに、委員長報告にもありました。全国他市の自治体議会では、8月末でも190を超える議会が意見書提出が続々とされていると。閣議決定以後もむしろ閣議決定以後にこそ反対の意見書の提出がふえているというような報道もあります。

さらに世論調査などでは、集団的自衛権の改憲による変更について説明不足だと感じるのが

84%だという共同通信の世論調査もあり、また特に解釈改憲については、国民の6割が反対をしているというような調査結果もありました。こういう他市の議会の動向や世論調査みたいなもの、委員会の中ではどのように調査されたのか、どういう数字を参考にされたのか教えてください。

さらに委員長報告の中にある請願に反対の意見として、海外派兵は許されないという原則が全く変わらないものであり、自衛隊が戦闘に参加するようなことは今後もないと書かれていますが、これは何を根拠にこういうことを言われているのか。むしろこの今回の解釈改憲によって、海外派兵の可能性がふえ自衛隊が戦闘に参加するようなことになる、そういう解釈改憲であるというふうに認識をしますが、この反対者の意見の根拠は何だったのか3点お伺いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（佐藤 人巳君） 小林議員の質問にお答えをいたします。

まず最初に、賛成、反対の人数ですね、4対2でした。それからあとは、他市の自治体の参考はしていません。それと、自衛隊に参加する——今後もないという憲法9条の規範性は維持している等の意見がありましたというそのところですね。集団的自衛権に賛成するほうの4人の中の一人からそういう意見がありまして、そういう人の意見も何ていうんですか、書いたほうがいいんじゃないかということで、こういうことで載せてあります。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 他市の議会の様子は全然調査していないということでしたが、世論調査も調査していないのでしょうか。前回の総務委員会が意見書の提出を不採択にしたときに、秘密保護法案に関する意見書だったと思いますけれども、ほかの市議会が続々と提出しているというような状況をつぶさに調査したのかと言ったら、前回の総務委員会でもそれは調査していないというお返事がありました。

そういう指摘があったにもかかわらず、今回なぜほかの自治体の動向や世論調査を確認するようなことをしなかったのか、そういうデータを集めようというような意見は出なかったのか。それから賛成する委員の意見を書いたというのはわかりますが、賛成する委員の意見の根拠を確認したのか、海外派兵が許されないという原則が変わっていないとか、自衛隊が戦闘に参加することがないというような解釈をされている委員の根拠を、委員会の中で煮詰めて議論したのかどうか教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（佐藤 人巳君） 一番最後の質問ですけど、確認はしていません。

それから世論調査をしたのかという、まあ、新聞記事等を参考に世論調査をしてはおりま

す。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） いいですか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） 4番、工藤俊次です。この集団的自衛権の問題はですね、集団的自衛権の行使とは、日本の国を守ることで国民を守ることもないわけですね。アメリカが起こした戦争、イラク戦争やアフガン戦争のような、そういう戦争に自衛隊が戦闘地域にまで行って軍事活動ができるようにする。要するに海外で戦争ができる国にする。そういう国への道を開くものであります。

国際的に見ても、過去、集団的自衛権の行使の名で行われた戦争というのは、アメリカのベトナム侵略戦争や旧ソ連によるチェコスロバキアやアフガニスタンへの侵略戦争など、大国が軍事同盟国を動員して他国への軍事介入や侵略をするための口実に使われてきたというのが実態であります。

そういう中で、日本に対する武力攻撃や侵略に対して、一番国民が心配するところではありますが、これは個別的自衛権で対応できる自衛隊はもとより、国民総動員でこの侵略に反撃するというのは、これまでの議論の積み重ねの結論であります。それから、アメリカが日本を守ってくれているから協力せないかと、そういう意見もあるわけではありますが、じゃあ日本に駐留する米軍というのはどういう考えで日本に駐留しているのか。ワインバーガーさんとう国防長官の発言があります。

沖縄の海兵隊は日本の防衛に当てられておらず、第7艦隊の即戦海兵隊として第7艦隊の通常作戦区域である西太平洋、インド洋のいかなる場所にも配備されると。そういう役割を担っているとされておりまして。

それからもう一人、チェイニー国防長官の証言であります。

アメリカ本土以外の空母戦闘群の母港は世界で唯一、横須賀だけであり我々にとって死活的である。つまりアメリカの死活的利欲を守るために存在しているんだということでもあります。空母を前進配備することで我々は数千マイル短縮することができた、さらに沖縄の海兵隊は世界的な役割を果たす戦力投射部隊であるというふうに語っております。

また、アメリカ国防総省のアメリカと日本の安全保障に関する報告という中で、日本における我々、陸軍、海軍——空軍、海軍及び海兵隊の基地はアジア太平洋における防衛の第一線を支援するものである。これらの部隊は広範の局地的、地域的並びにペルシャ湾に至るまでの地域外の緊急事態に対処する準備を整えているということでも語っております。

この日本の防衛省の初代大臣を務められた久間さんという方が、みずからの著書である安保戦

略改造論ということの中で、在日米軍は日本を守っていないと断言しています。久間さんは誤解を恐れずにいうと、在日米軍はもう日本を守っていないと、最新鋭戦闘機で大展開している米軍の航空機だが、日本の防空の任務についているのは1機もないと、そういうふうに語っております。

在日米軍基地は、日本の防衛のためというより、中東から中国を含む東アジアにかけて展開する米軍のための最大拠点と見たほうが正しいと久間さんはこういうふうに語っております。そういうことですから、別に米軍が日本を守っているということではないわけでありまして、この集団的自衛権というのは、この世界に展開するアメリカと一緒に戦闘地域に出かけて行って、軍事行動するというのがこの集団的自衛権の目的であります。

日本はこの憲法9条を生かして、紛争は平和的に解決するそういう積極的役割を果たすことが世界から期待されているということでもあります。

議員皆さんの御理解をお願いして賛成討論といたします。よろしく願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論はありませんか。利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 原案に対する反対討論をしたいと思います。

実はきょう、こういうことがあると思いませんで資料を持って来ていませんが、簡単に申しますと、いろんな資料を私もこの件については収集し、一時反対に回ろうとかとも考えました。

しかし、皆さんに御理解をいただきたいのは、私からそういうこと言うの変ですが、戦後約69年が経ちますが、日米安保が危ぶいのは皆さん御承知のとおりで、最近では中国を初め、ほかの他国が非常に力を持ってきております。それで日本がいつまでも今の形でいいんかということが第一前提で工藤議員が申しますように、アメリカにいつまでも頼ってられんのですね。アメリカの下請けになっているわけではないんです日本も。

今、既にアメリカの自衛隊、約陸空海で3万4,000人が日本に駐在をしてくれております。それでも確かにありがたいことですが、これについては応分の日本は戦争ができないために、予算的なもので組んでいるとは思われますが、やはり自国は自国で守るという時代が既に戦後70年間約経ちまして来ております。そこが一番私は大事ではなかろうかと、このままじっとしとったんじゃあやられっぱなしになると、特に、今、中国、韓国、島の問題が起こっていますが、これらはいい例です。だから、防衛予算を少しでも上げて、やっぱり自国は自国で守るということで決して9条には手をつけない、戦争をしないという国は変わらないことだそうです。私の聞いた範囲では、磯崎陽輔氏と私は2回直接会ってお話を聞きました。

そういうことで、自分も最終的に自分のところの国は自分で守るんだと、アメリカも3万4,000人の兵をこれから今年度も来年もそうらしいですが、軍事予算をどんどんアメリカは減らしています。国民そのものもイラク戦争で大きな国民を失って、やはりなぜ日本がアメリカ

がリードして、世界をこういうふうにせな悪いのかという国民の意見が非常に強いということで、今、イラクでも人を入れないで空爆だけしかやっていませんけれども、そういう状態にアメリカが変わりつつあります。

その中で日本の位置づけをやっぱりピシャっとしたいと。自国は自国で守るというのがわかりやすい今回の集団的自衛権容認の内容だと思います。

特にこの9条につきましても、個別的自衛権や警察法や自衛隊法、その中でも日本を守るようになっておりますので、その中でいけばそう9条を大きく動かさなくても、自衛隊容認はいけるんだということらしい。ただ、この容認については、子どもに例えていうと、小中学校のある悪が一人おって、一人の者がけんかでやられよると、そのときに周りの者が5、6人助けてお前悪いじゃないかという助けの中には入っていきたくいと。自分から、日本から仕掛けることはないということが集団的自衛権の行使に対する今回の国の考え方とこう聞いております。

そういうことで、今回の請願に反対するものであります。よろしく願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論ございませんか。小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 請願に対して、賛成の立場で討論を行います。

今、反対の意見を聞いておりましたけれども、それを全部ひっくり返して私は主張したいと思えます。もちろん、自国の軍事力、防衛力をどう高めるかというのは、いろいろな立場の方から、いろいろな考えがあるのは十分承知しているつもりです。それを乗り越えて私は戦後69年間日本がこの平和憲法を守り抜いて来たこと、これこそが我々日本国民の何より誇るべきものであると私は思っております。二度と過ちは繰り返しませんと、あのとき誓ったその誓いがこの憲法に込められている。その憲法を解釈で変更しようということが私は納得できません。

今、自国は自国で守るんだ、米軍にはもう頼ってられないから、だから自分の国の軍事力を高めようというのは私はむしろ逆だと思います。これまで日本は平和憲法を持ち戦争しないということを言い続けて来たからこそ、平和が守れたのであり、これを軍事力を高め、他国にまで出て行って戦争ができるような国にするからこそ、返って平和が脅かされるのではないかと思います。

中国や韓国の脅威が高まっていると言いますが、これは我が国が軍事化右傾化することによって、逆にその平和が脅かされ日本が戦争する国だ、外にまで行って自衛隊を戦闘に参加させる国だというふうに見られるからこそ、逆に日本に対する脅威が高まっているのではないかと私は考えます。

そして、何より閣議決定で解釈を変更することが何よりも私は納得できません。もし、今、世論が日本の軍事力を高め、そして海外派兵をするべき国だというふうに思うのであれば、それこそ国民投票をして憲法を変えて、それでそういう戦争ができる国にしたらよろしいでしょ

う。

それができないで、一内閣の閣議決定などで平和憲法の解釈を変えるということは、これはまさに立憲政治の危機であります。その立憲政治を守る我々地方議会議員である我々こそは、この閣議決定による解釈変更による自衛隊容認を絶対に反対すべきだと思い、意見書提出に賛成いたします。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論ございませんか。瀏野けさ子さん。

○議員（15番 瀏野けさ子君） 15番、瀏野です。私はこの請願書の原案に反対する立場から討論させていただきたいと思います。

今、閣議決定で憲法解釈という意見が出ましたが、閣議決定の中では憲法解釈は一切しておりません。なぜならば、この閣議決定の全文を虚心坦懐に読めば全てわかることでもあります。この中には、どういうことが書かれてあるかと言いますと、個別的自衛権と警察権の主にそこを整備するそういう内容になっております。それは、まず請願の中に憲法解釈ってあるんですけども、閣議決定で本当に基本的なこれは常識論だと思います。

閣議決定の中で憲法解釈なんて絶対にできないと思います。国民一人一人が解釈するという権利は持っておりますけども、こういう憲法9条に関しての解釈は絶対にしてはならないし、これは公的機関である裁判所が決めることであって、このそういう中で閣議決定の中では決してそういうふうにはなっていないことを私は確かめました。

まず、この憲法と自衛権のことについて申し上げたいのですが、平和を願う憲法9条を絶対に壊してならないというのは、ここにいらっしゃる皆さん同じ思いだと思います。しかし、平和のあり方はどうあるべきかというものを、今、議論されているんだと思います。憲法9条には日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。そして、前項の目的を達するため陸、海、空軍、その他の戦力はこれを保持しない、国の交戦権はこれを認めないというふうに9条に示されております。

その平和主義をうたった憲法第9条なんですが、またその憲法第13条にはこのようにあります。

生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、略しますが国政の上で最大の尊重を必要とするというこれは何を言っているかと言いますと、憲法13条には国民の生命、それから自由及び幸福追及権を守る国の責務を記されております。これは一見、9条と13条を見てもみると、その整合性と言いますか、2つの一見矛盾するような憲法条項の説明として、これが憲法解釈の中で行なわれた昭和47年の見解が出ております。

その結論は、どういうことかと申しますと、憲法は自国を防衛することは禁じていないというもので、よって、自衛力すなわち自衛隊の存在はこのときに合憲とされております。しかし、この自衛権には制限が絶対にあります。そこで自衛権発動要件として、もとの——昔のといったらおかしいんですが、公明党が新三要件を出す前の3つの要件が決定されております。

私たちといたしましては、この47年の見解、この見解をもとに絶対に9条は守るべき、そういうことを基本に今回閣議の中を議論してきたようです。私も全ては伝えきれないのですが、今回の全文は全て読んでいただきたい、そういうふうに思っております。それはどういうことかと言いますと、今回の閣議決定の全文は個別的自衛権と警察権の範囲で全部処理できる内容しかしてないんです。

そこで歯止めをとめております。絶対に見てください。集団的自衛権というのは閣議決定の全文の中に1カ所しか書いてありません。それは、認めるという容認するというのではなくて、ある文言を説明するための文言に補助的に使っているだけであって、本当に1カ所しか使っておりません。

もし、閣議決定でこういう改憲がそういうふうに勝手になされるようであれば、私どもも絶対にそこは反対です。その中でやはり最初の話の内容と申しますか個別的自衛権というものは、自国に対する武力攻撃を実力を持って阻止する権利とありますが、その自衛権発動の三要件というのがありました。集団的自衛権というのは自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自国が直接攻撃されていないにもかかわらず実力を持って阻止する権利です。

ですから、この集団的自衛権に対しては私も反対でありますし、今回の閣議決定はそういうふうになっていないので、どうか皆さん閣議決定の全文をぜひ読んでいただきたいと思います。そもそも閣議決定ということは、あくまでも内閣の決定という意味なんです。

要するに、これ個別的自衛権と警察権のことを細かく書いてあるんですけども。自衛隊法の第95条とかちょっと私素人には難しいんですけども、法案、閣議決定の内容をこれから法案として約18本くらいの法律をつくらないといけないというようなことは私、国会議員から直接勉強会などでお聞きしております。

とても、法案を作成する準備を今しましようというのが、この閣議決定の内容です。また、7.1の閣議決定では集団的自衛権という言葉在先ほども何回も言いますが、使っていますけれども、本当にこれは憲法学者の木村草太さんですか、この方はNHKでその後、評論家の方が言われていましたけれども、個別的自衛権で説明できる行使に限定されていると、こういう憲法学者がそういうふうに使われておりますし、もと外務省の職員だとか、評論家とか、たくさんの方が今回のことに関してはだからそういうことを求めた人に対しては、非常に不発だったかもしれませんが、平和を守るという観点からは私は守られていると思います。

そこで大切なのは、この議論が始まるのは本番はこれからなんですね、国会で議論されます。約18本くらいの法律をつくらないといけませんので、そのときに国民不在で自公連立で勝手に決めた憲法解釈みたいに言われますけれども、これから中の法律をつくるのに、皆さんが指示された国会議員、並びにいろんな方々に働きかけて研究されたらいいと思います。そこが大事だと思います。

だから、法律をつくるときに変に膨らませないように、きちんとやっぱり監視をして国民がしていくべきだと私はこれからが大事だというふうに思っております。今は入り口であって、これからの法律の作成が非常に大切な時期に入ってこようかと思えます。なので、集団的自衛権というものの関心をやはり私たち自身が興味をここで失わない、閣議決定が決まったからこれでいいんじゃないじゃなくて、これから本当に法律を作成する議論が始まるんだ、そういう中でやっぱり法律の文言一つ一つをやっぱり監視していくのが、国民である私たちの義務であろうかと思えます。

そういう中で、今回の閣議決定には憲法解釈も一切しておりませんし、個別的自衛権、警察権の範囲内だけの閣議決定でありますので、この請願に対しての反対討論とさせていただきます。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論ありませんか。溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 続いてになりますが、この請願の趣旨に対して、反対の気持ちを持っていますので、かいつまんで主張させていただきたいと思えます。

まず、1点が我が国現行憲法の9条にこの組み立て自体に対して、これを廃するものではないということを確認しなければいけないと思えます。

また、第2点目で今、このアジア諸国の外圧を受けている我が国にとって、このような不穏な動きに対する具体的な対応をどのようにすべきかということ考えた末の集団的自衛権の行使についての容認という考え方を理解するところでございます。

また、一つは即軍事力を持って行動するという意見ではなく、解釈の変更から入って我が国の自衛システムを細部に渡って国民と共通理解を持とうということでの、テーゼが出ていると思えます。こういう点からも、今後の国民的な共通認識を深めながらしっかりと備えを巡らせる。という考えからも集団的自衛権の行使に対する容認については、現段階でのアジア情勢からしても最良の手段と考えて、この請願の趣旨に反対をいたします。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで討論を終わります。

これより、請願受理番号4の請願について採決します。

この請願に対する委員長報告は、不採択です。よって、原案について採決します。

この請願は原案のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立7名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立少数です。よって、請願受理番号4の請願は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情受理番号3、「マイ停留所」でユーバスを「体と心の健康寿命を延ばせる生活インフラ」にする陳情を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 総務常任委員長にお伺いをいたします。

この請願書、ちょっと何回読んでも趣旨がちょっとよくわかりにくい陳情だったんですけども、委員長報告の中ではよく整理をしていただいて、結局、陳情の願意というのが住んでる場所にかかわらず、誰もが利用できる公共交通網を整備することと、庁舎内では全課横断的に市民の利用ニーズの掘り起こしを求めるということが願意なんだというふうに、総務委員長の報告でまとめてくださったのでよくわかりました。そのことはわかるんですけども、不採択ということで、不採択の理由がこの陳情者みずからが交通対策検討委員会に入っていて、提案もされているんだから、そこでよく話しあえばいいでしょうということ。

それから、交通検討委員会の中で主張しても受け入れてもらえないから、議会に陳情出してきたというのは違いますよというような趣旨で不採択にされたんじゃないかなというふうに思います。それはすごくよくわかるのですが、何て言うんですかね。不採択にしてしまうと、願意がもともと誰もが利用できる交通網を整備してほしいとか、庁舎内ではいろんな課が横断的にやってくださいという願意を否定してしまうことになるんじゃないかなというふうにちょっと心配をします。

陳情のやり方とか陳情の持っていき方については、非常にちょっといささか賛同できないという気持ちは私もあるのですけれども、委員会としてこれを不採択にしてしまうと、本来の願意である部分まで否定してしまうんじゃないかなと思います。委員会のところはそこら辺どういうふうに議論されたのか教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（佐藤 人己君） 小林議員の質問にお答えします。

まず、陳情書ですね。陳情書を最初見たときに、全然、何を要望するのか、何をするのかわからなかったんです。それで、当人にあなたは何を言いたいのかということ再度尋ねまして、ようやく最初に書いてあるような願意が見受けられました。

願意の面ではそれはもう理解できるのですけれども、一応、市民交通対策検討委員会に所属しておりますので、まずこれを逆に採択するということになりまして、この委員会を否定することにもなってくるんです。

そういうところが一番の不採択の理由になりました。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） わかりました。じゃあ、確認なんですけれども、今回のこの陳情をもし不採択にした場合には、誰もが利用できる公共交通網をつくることや、全課横断的にいろいろやりとりしなさいということを否定することではなく、むしろ、交通対策検討委員会の中でこそもうちょっと練りあげるべきだというふうに解釈をしいいんでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（佐藤 人巳君） そのとおりです。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、陳情受理番号3の陳情について採決します。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。よって、原案について採決します。この陳情は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立0名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立少数です。よって、陳情受理番号3の陳情は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情受理番号4、手話言語法（仮称）の早期制定を求める意見書の提出を望む陳情書を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、陳情受理番号4の陳情について採決します。

この請願に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、陳情受理番号4の陳情は採択とすることに決定いたしました。

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第2、認定第1号平成25年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてから、日程第16、議案第74号平成26年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）までの15件を一括議題とします。

付託しております各議案について、各委員長にそれぞれの議案審査にかかる経過と結果について、報告を求めます。まず、総務常任委員長、佐藤人己君。

○総務常任委員長（佐藤 人己君） 総務常任委員長の佐藤でございます。

ただいまから、総務常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

日時は平成26年9月12日審査、9月16日に審査、現地調査、意見のまとめをしました。

場所は庄内庁舎会議室。出席者は私と、副委員長田中真理子委員、それから野上安一委員、鷲野弘一委員、廣末英徳委員、新井一徳委員、そして工藤安雄委員でした。担当課は以上のとおりです。記載のとおりです。

審査結果でございます。議案第66号由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

経過及び理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会を10月から導入することに伴い、委員の報酬を日額3,800円と定めるものです。

この学校運営協議会制度の目的は、地域住民や保護者等が教育委員会、校長と責任を分かち合いながら学校運営に携わっていくことで地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを目指すものです。由布市教育委員会では学校ごとに段階的な導入を推進することにしており、現行の学校評議員にかわる制度として、ことしの10月から由布川小学校と挾間中学校で制度の導入を図り、学校運営改善の取り組みをさらに一歩進めることとしています。施行日は平成26年10月1日です。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第67号由布市職員定数条例の一部改正について。

経過及び理由、今回の条例改正は、消防職員の定数65人を71人に改めるものです。デジタル化による通信司令室の開設に伴い、運用のため最低6人の人員が必要なことから改正するものです。施行日は平成27年4月1日です。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第68号平成26年度由布市一般会計補正予算（第2号）。

経過及び理由、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億167万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190億4,125万1,000円とするものです。

地方債補正で臨時財政対策債の変更。本年度の額が確定したので、限度額を7億1,967万1,000円に増額補正をしています。

歳入で、地方交付税は、普通交付税の算定が終わり額の確定による補正。確定額は前年度より1億1,899万7,000円減の51億3,830万4,000円です。当委員会に係る主な歳出では、財産管理費の入会地分収交付金事業182万8,000円は、湯布院町川西の県民有林間伐木処分の分収によるものです。

企画費の小規模集落支えあい事業は塚原地区の里のくらし支援事業補助金として県補助金300万円を充当しています。由布市に住みたい事業500万円は、空き家のリフォーム費用等の補助金と仲介手数料補助金です。

電子計算費の行政情報化推進事業3,310万2,000円については、社会保障・税番号制度システム対応業務委託費ですが、補助金額が決定されていないため全額一般財源としています。3分の2補助見込みです。

地域振興費、湯布院の電源立地交付金事業で下湯平共同温泉の太陽光発電システム設置が計上されています。委員から、まず温泉事業の再開が最優先課題であり、地元の協議を早急に進め、温泉事業が再開したあとに太陽光発電システム事業に着手するよう強い意見が出されています。

湯布院地域づくり推進事業防衛調整交付金事業3,680万7,000円は、当初は若杉複合施設整備の設計委託費として計上したものを、温泉掘削調査の測量調査費に組みかえるものです。初めての工法であり、まだ泉源まで届いていないことから、今後の事業見込みが心配されます。委員から、温泉が湧出しなかったときの交付金の取り扱いや、湧出した場合の次の事業展開についての質問が出されました。

いずれにしても、今後、施設造成費・建設費・維持管理費などの多大な予算が予想されることから、執行部には慎重な対応を求めます。湯布院コミュニティ施設管理事業では、消防署湯布院出張所の建築に伴う土地購入費を計上しています。

地域イメージ向上プロジェクト事業200万円は、大湯鉄道PR事業を行なうためのもので、県補助金2分の1の100万円充当しています。

非常備消防活動推進事業の873万6,000円は、消防団員安全装備品、特に投光器ですね。湯布院方面隊の車庫及び詰所の補助金です。

災害対策費の60万円は、2年前の岳本川土砂災害に係る住宅支援補助金です。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 次に、教育民生常任委員長、二ノ宮健治君。

○教育民生常任委員長（二ノ宮健治君） 教育民生常任委員長の二ノ宮健治です。

委員会報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告をします。

日時は9月12日でございます。場所は湯布院庁舎の2階会議室。

出席は教育民生常任委員全員でございます。担当課は記載のとおりでございます。

少し多いんで早口になりますが、お許してください。

審査結果です。議案第63号由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

経過及び理由です。本案は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、由布市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるもの。

新制度で、市町村の役割として施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育所）や地域型保育給付（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）の対象となることを希望する教育・保育施設や事業者について、施設・事業者の申請に基づき、各施設の累計に従い、認定区分の利用定員を定めた上で、給付の対象になることを確認をし、給付費を支払うことになるために、確認を受ける条件や施設や事業の運営基準を定めるものであります。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定をいたしました。

議案第64号由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

本案は、児童福祉法の規定に基づき、由布市における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

この事業は、新制度として、新たに市町村の認可事業として位置づけるもので、さまざまな場所での多様な保育の提供が可能となることから、待機児童の多い都市部では待機児童対策に、また、子どもの数の減少傾向にある地域では地域における保育の確保に、寄与することが期待される事業であります。

原則3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行なわれる事業で、先ほど言いました4類型があります。この認可基準を定めたものであります。

慎重審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきと決定いたしました。

63号、64号につきましては、一部委員から財源が消費税増税分にあること、それから、まだ十分な議論がなされていないというようなことの中で、賛成多数となりましたことをつけ加えておきます。

議案第65号由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。これまで、この健全育成事業につきましては、設置マニュアル等の基準

で運用しておりましたが、今改正によりまして、条例化をするというようなことをございます。特に対象者が留守家庭の小学生に拡大されたことで、内容については今までの基準を条例化したものだというぐあいです。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定をいたしました。

議案第68号平成26年度由布市一般会計補正予算（第2号）です。

本補正予算について当委員会に関する主なものといたしまして、歳出では社会福祉総務費で、臨時福祉給付金の年金加算対象者の増加分2,047万円を計上いたしました。

国民年金事務費では、年金生活者支援給付金の支給に関する法律が改正されまして、老齢年金生活者給付金の支給に対しての電算システム改修費として140万4,000円を委託料として計上です。

4目の予防費といたしまして、水痘ワクチンと肺炎球菌ワクチンの予防接種委託料として、1,094万7,000円を計上いたします。特に高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種が任意接種から定期接種になったためのものをございます。

10款の教育費ですが、教育指導費では、10月より由布川小学校・挾間中学校で学校運営協議会方式がスタートいたします。その報酬として7万6,000円をございます。中学校費では——11万4,000円を中学校費で組んでおります。

3項の中学校費の中で、挾間中学校女子柔道部が全国大会・九州大会、それから挾間中学校の男子テニス部が九州大会の出場補助金として58万6,000円を計上いたしております。

次に、6項の社会教育費です。公民館費で、龍原、湊7区、鬼崎、阿鉢の各自治公民館の整備資金として133万7,000円を計上しております。

当委員会の審査を通じて、次のような意見及び指摘事項が出されました。

臨時福祉給付金の未申請者については、再度申請勧奨の通知を行なうよう要請をいたしました。また、高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種は10月より任意接種から定期接種となるが、接種対象者や接種方法などが細かに分類されており、市民にはわかりにくいことから、あらゆる手段を使って周知を図るよう要請をいたしました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定をいたしました。

議案第69号平成26年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出の予算総額にそれぞれ2億9,292万9,000円を追加いたしまして、総額を44億8,108万1,000円とするものであります。

歳入では、25年度の決算が出まして、繰越金が2億6,442万1,000円が主なものでございます。

歳出では、高額療養費限度額等の制度改正に伴うシステム改修費として、172万8,000円、

基金積立金で2億4,685万5,000円が主なものでございます。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定をいたしました。

議案第70号平成26年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,094万7,000円を追加いたしまして総額を39億9,907万2,000円にするものでございます。

歳入では、決算に伴う繰り越しで6,756万3,000円、歳出では、介護認定審査支援制度改正に伴う電算システム改修費として、140万8,000円、基金積立として3,378万2,000円、償還金として2,498万9,000円が主なものでございます。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定をいたしました。

次に、議案第71号平成26年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

総額に138万7,000円を追加をいたしまして、予算の総額を4億1,743万9,000円とするものでございます。

歳入では、25年度決算の繰越金が138万7,000円。それから、歳出では、連合会の納付金として137万6,000円が主なものでございます。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定をいたしました。

議案第74号平成26年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

総額にそれぞれ、121万6,000円を追加をし、予算の総額を1億2,934万5,000円とするものでございます。

歳入では、25年度の決算の繰越金として121万6,000円。

歳出では、施設内機器類の修繕費として121万6,000円を計上いたしました。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定をいたしました。

それから、もう1点だけ、委員会の付託案件ではなかったんですけど、塚原児童クラブの運営問題について口頭で御説明いたします。

これは8月の12日に新聞報道もされましたし、市民の皆さんにとっても大変関心が高いものではないかということでございます。この件につきましては、6月議会の一般質問で淵野議員が市に実地調査をするように依頼をいたしました。この案件につきましては、教育民生常任委員会の所管であることから、当委員会に調査結果の報告を求めておりました。

今回、委員会の中で報告書が出てきましたので、概要だけ説明いたします。

報告書の中では、会計役員兼指導員当人だと思っておりますが、平成25年度収支においてその立場を利用しながら、規約及び雇用契約に定めのない時間外手当や車両日報等で確認のできない燃料等の不適切な支出が行なわれていたと。

また、会計事務全般を通じて適正な帳簿作成会計管理がなされておらず、クラブ役員、保護者によるチェック機能も十分に果たされていなかった、両者のことが書かれています。

さらに、管理すべき立場にある市のこれまでの指導が積極的かつ親切丁寧ではなかったことについて反省すべきところであり、委託事業対象たる運営がなされているかどうかの確認、検証が必要だったという報告がなされております。

簡単に言えば、会計役員の指導者本人と塚原児童クラブ、さらに委託者であるこの事業管理をする立場にある市の3者にそれぞれの責任があるという報告でございます。この調査に基づきまして、クラブのほうに規約に基づかない支出について、返納し今後このようなことが起きないように組織の運営改善等行いなさいという通知が出されてここにあります。

詳細につきましては、ぜひ、事務局のほうに用意しておりますし、全協の中で詳細を説明をするというように聞いておりますので、ぜひ、御一読願いたいと思っております。今回の問題について、私個人的なこともたくさんあるんですけど、今回のこのことについては、同僚の一般質問から始まったことであります。しかし、恐らくずっと以前から担当課については、いろんな方からシグナルが送っていたんじゃないかと思えます。そういうものを十分に早くキャッチして、手を打ってれば新聞報道等こういう問題は私は生じなかったというぐあいに思っています。

悪いものは悪いということをやはり、大切にしながら行政運営をぜひやっていただきたいということでございます。

もう1点どうしても引っかけたのが、補助金と委託金です。

委託金だからなかなか監査とかいろいろできないという意見が強かった——感じたんですけど、委託金であろうと、補助金であろうと市の金であることは間違いありません。そして、特に委託については、事業内容について入っていくことは余りよくない。そこは実際に任せることが多いのですが、委託契約と違う使い方をもしされているというような情報が入ったら、やっぱり早速それは監査をしながら、そしていろんな指導をすべきじゃないかというぐあいに感じました。

先ほど言いましたように、また、このことにつきましては、全協の中で詳しい説明があるかと思いますがやはり風邪の予防接種じゃないんですけど、こういうことが起こらない前にいろんなことをキャッチをしながら、事前に防いでいくという方法も必要じゃないかということを感じました。

先ほど言いましたように、付託事項ではなかったんですけど、恐らく市民の関心も強いんじゃないかということで報告をさせていただきました。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） ここで、暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時07分休憩

.....
午前11時18分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

次に、産業建設常任委員長長谷川建策君。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） 産業建設常任委員長の長谷川建策です。

委員会報告の前に、教育長大変長い間お世話になりました。私は教育長の真ん前におりましたので、いつも目が合っていたんですが、本当に教育長まだまだお元気でいろんなことをやってください。

それでは、委員会の報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

日時、26年9月12日、16日、議案審査、現地調査、まとめ。

場所、挟間庁舎4階第一委員会室、庄内庁舎3階大会議室と現地。

出席者、列記のとおりです。担当課も同じく列記のとおりです。

書記は議会事務局です。

審査結果を報告いたしますが、内容を詳細にするために事業概要を多く記載しています。報告は委員会での意見を中心に行いたいと思います。

まず、議案第62号県営圃場整備事業の損失補償について。

経過及び理由、本議案の県営圃場整備事業は、旧挾間町で地域農業及び集落営農等の推進を目的として取り組みが行われてきた事業で、事業実施のため受益農家が旧挾間町農協から借り入れた債権のうち未収となっている元利金について、市が農協に対し損失補償を行なうものです。詳しくは皆さん、あとは読んでください。当委員会では、今回の付託事件についての審査を進めてきました。

まず、①として由布市土地改良事業資金融資補償条例第3条第1項に定める議会の議決の状況。

それから②として、県営圃場整備事業代表者と旧挾間町農協とで取り交わされた金員借用後の旧挾間町農協が行った債務者からの元利金等回収状況。

以上のことについて、十分な内容確認をとることができなかった。今議案における慎重審査を実施していくために、①から②の状況確認を引き続き行なうため、継続審査にすべきと決定をいたしました。

議案第68号平成26年由布市一般会計補正予算（第2号）。

経過及び理由、本補正予算のうち当委員会に関する主なものは記載のとおりです。目を通してください。

委員会としては、衛生費４款の塵芥処理事業について、市指定のごみ袋（湯布院分）は庁舎内にストックをして、必要に応じ各店舗に納品を行っているとの説明を受けた。管理・納品の体制について、職員が直接各店舗に納品を行なうのではなく、挟間・庄内分も含め商工会等との連携により、在庫管理から販売までのルート確保も可能ではないかと考えられる。事務の省力化や効率化を図るために販売ルートを調査、検討すべきである。

衛生費４款の水道未普及地域改善事業について、現在の水源池に接続する新水源地は、地権者の理解を得て生活水を確保するものと説明を受けた。今事業では、地権者の善意により生活水の確保ができるようになってきているということであるが、今後も継続的に生活水を確保していくために、地権者との間に利用に関する契約を書面により結んでおく必要がある。

農林水産業費６款の農村交流施設維持管理事業について、川西交流センターの指定管理料１３４万円は、平成２５年度の再開のために掘削した温泉が低温で、温度を上げるために追加で設置した加温施設の燃料費が想定できておらず、運営費をひっ迫させる状況が生じ、以後の指定管理に支障を来す恐れがあったために、今年度に限り指定管理料を支払い、経営の安定化を促したいとの説明を受けた。

執行部と指定管理者の間では、今年度限りの委託料であることは確認しているとのことであったが、採算が合う事業となるかどうかは指定管理者と詳細な調査を行い、来年度以降も指定管理者による自主運営が安定的なものとなるように協議を行なう必要がある。

商工費７款の組織体制一元化事業は、観光振興施策の企画、立案や観光情報発信窓口の一元化を図るために設置する観光新組織、これは仮称ですが由布市まちづくり観光局の準備を行なう事業で、今回の調査、研究業務終了後の平成２７年４月からの試験運用、それから、平成２８年４月から業務開始予定であるとの説明を受けた。

また、新組織の構成人員及び運営資金等については、現在検討中で今回の調査、研究事業等の中で確立していくとの説明を受けた。

各委員からは、①新観光組織の運用開始については拙速なものとならないように協議を行い、組織の体制を整えていっていただきたい。

②運営資金の確保について、現在財源として検討されている各種手数料等は他の団体と競合する可能性も考えられる。観光７団体との調整を行なうとともに、組織として運営が成り立つ自主財源の確保に努めていただきたい。

以上を踏まえ、新たに設置する新組織は観光関連組織が１団体ふえただけにとられることのないよう、観光行政と観光７団体の一元化に向け、良好な結果が得られる組織になることを期待する。

農林水産業６款の農業総務費の補償、補填及び賠償金２，２３２万円については、議案第

62号の審査経過等で説明を行ったとおり、当該事件に係る十分な内容確認を完了させることができたとは言いがたい状況であった、引き続き調査及び内容確認を行った後に、委員会としての結論を出すべきと考え、本予算の執行については議案第62号を継続審査中につき、凍結すべきとの結論に至った。

以上、5点の意見に付し、慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

議案第72号平成26年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

経過及び理由、本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,677万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,894万4,000円とするもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

議案第73号平成26年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

経過及び理由、本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ95万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億60万4,000円とするもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。報告終わります。

○議長（工藤 安雄君） 次に、決算特別委員長、太田正美君。

○決算特別委員長（太田 正美君） 決算特別委員会委員長の太田正美です。

委員会審査報告を行います。本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記。

審査日時、平成26年9月10日、11日、2日間。

場所、挾間庁舎、議場。

出席者、工藤議長、新井監査委員を除く19名全員であります。担当課は全部課です。書記、議会事務局。

認定第1号平成25年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について。

経過及び理由、表記は全部読みませんので、主なところだけを読ませていただきます。

一般会計の歳入について、市税は固定資産税で新築家屋が多く建築されたことや入湯税が回復したことによる増です。

地方交付税の減は、全国的に交付税の配分が減額になり、由布市の交付分も減額となりました。

寄附金は、指定寄付金1億768万5,000円の増は、庄内町の田北奨学会からの寄附金によるものです。

市債の6億3,752万7,000円の大幅な増は、多目的公園整備事業、消防庁舎建設事業、中学校校舎等施設整備事業の増などです。

以上、歳入総額は179億7,263万7,000円となり、率にして5.6%の増となっています。

歳出について、主な点。民生費1億8,190万1,000円の増額は児童福祉費の子育て支援費として2億4,580万7,000円の増。保育所施設整備事業の補助金です。

次に、消防費が2億2,910万3,000円の大幅な増は、消防庁舎建設事業費、消防団車両の購入、防災ラジオ整備事業などです。

教育費は4億7,690万1,000円の大幅な増額、小学校の整備事業が終了したためです。新たに湯布院中学校の整備事業を行ったことによるものです。

諸支出金は3億1,763万5,000円の増、減債基金や財政調整基金積立金の増額です。

一般会計については、実質収支額は6億5,702万3,926円となっています。

次に、特別会計について、国民健康保険については、歳出で保険給付費が1億6,448万8,000円増額となっております。

4ページをお開きください。

以上の点から、委員から意見として不用額の処理について、適切でないとの指摘がありました。

また、監査意見書について、代表監査委員より意見書に記載されていない内容の発言があり、より意見書を補足するために詳細説明をしたとの説明でしたが、発言（報告）内容については、職務の範囲内で意見書に記載すべきだとの意見がありました。

委員会としての意見として、以下の3点について意見を付します。

①職員が異動したときに、後任者へ引き継ぎが十分できていない場合や、これまで議会が指摘した事項について改善がなされていない点が見受けられるので、今後適切な対応を求めます。

②予備費の充用については、緊急性を伴うものの支出と思われるが、公共施設の修繕など計画的な予算計上ができるものは精査して、適正な事務処理を求めます。

③税の徴収については改善されているが、料については厳しい状況が続いている。課税の公平性を保つためにも一層の徴収体制の強化を図るよう求めます。

慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきと決定しました。

次に、認定第2号平成25年度由布市水道事業会計収支決算の認定について。

経過及び理由、収益的収入の決算額は4億9,969万7,528円で、予算額に対し263万4,472円の減額、決算額を予算額で除した収入率は99.47%となりました。

収益的支出の決算額は5億3,190万8,205円で、決算額を予算額で除した執行率は95.46%となりました。

施設の整備、拡充のための資本的収支について、収入は市補助金や企業債借入金などにより決算額4億2,539万5,250円。支出額は請負工事費で16件、委託業務4件のほか、人件費、

企業債の償還元金が主なもので決算額6億4,416万4,266円となり、収入額が支出額に対して2億1,876万9,016円の不足となっていることから、より一層の経営の健全化を図っていく必要があります。

また、この不足額については、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金で補填しています。

営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は、マイナス183万8,854円、営業外の収支を加えました経常利益は、マイナス4,513万4,171円、特別損失を加えた当年度純利益はマイナス4,560万2,723円となり、営業利益、経常利益、当年度純利益ともに赤字となっていました。損失分については、前年度繰越利益剰余金3,696万9,016円を充当されていましたが、当年度未処分利益剰余金がマイナス863万3,707円となっています。

給水状況については、給水人口は2万4,063人で前年度に対しまして83人増加しており、有収率は72.3%、前年度に対し0.1ポイント高くなっています。

当委員会として、意見①徴収率の問題、有収率の問題と、監査による指摘が行なわれてきている。水道事業は独立採算制の事業であるため、事業実施に当っては経営という考えを念頭に置き、運営を行っていただきたい。

②水道料金について、適正な料金設定を行わなければ、今後の事業運営に大きな支障をきたすことが目に見えています。料金の設定に関する協議、検討を早急に進めていくことを求めます。

②のところですが、水を追加してください。

以上、2点の意見を付し、慎重審査の結果、1名の反対がありましたので、賛成多数で原案を認定すべきと決定しました。賛同のほどよろしく願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、審議に入りますが、議案についても委員長報告に対する質疑については審査の経過と結果に対する疑義にとどめることを再度お願いしておきます。

まず、日程第2、認定第1号平成25年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 認定第1号について、反対の立場から討論させていただきます。

地方自治体を取り巻く厳しい環境の中、由布市の財政状況もなかなか好転はしておりません。平成25年度の決算、一般会計ベースでの決算を見ますと、経常収支比率はわずか1.2%改善してはいますけれども、これは主に人件費の削減によるものであり、財政の硬直化は進んでいる

と見られます。それから、委員長報告にもありました交付税額の支給額が下がったにもかかわらず、自主財源比率も下がっております。

また、財政力指数も年々悪化をしております。合併後10年間の激減緩和措置などの財政特例措置もあと1年半で終わるわけです。ここで抜本的、根本的な行政組織の見直しや行政機能を見直して、行政サービスのあり方や負担のあり方を考え直し、自主財源の充実を図るなど、画期的、抜本的な財政構造の構築が必要であるというふうに思われます。

非常に難しいことではありますけれども、今こそ合併後10年を迎える前にこういう財政構造の再構築に果敢に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。今後、小さな地方自治体としての存続がかかっている局面でもあり、そのような自覚と危機感を促すためにも、この25年度の決算を認定することに反対をしたいと思います。

もう1つ、主な反対理由は、特に一般会計に庁舎建設事業費614万円が執行されたことです。平成25年度の当初予算が提案されたときに、私はこの庁舎建設事業費については、減額修正案を出させていただきました。そのときは賛成少数で減額修正は成り立たなかったんですけども、この庁舎建設費用の計上に減額すべきだという理由は3つありました。

まず1つは、本庁舎建設そのものについて、議会内で十分な議論が煮詰まっていないこと、それから当時、当初予算提出時には住民説明会が全くされておらず、住民の理解が得られていないこと。それから、組織再編の組織のあり方、中身の組織のあり方が煮詰まっていないのに、外側の箱物である入れ物である箱物建築のほうを先行させることはおかしいという3つの理由で減額を求めました。

そのときには、否決をされましたけれども、その後の執行状況を見てみましても、相変わらずその住民説明会はされましたけれども、そこで出された住民の意見がその後の庁舎建設計画にどのように反映されているのか、全く見えてきておりません。そして、特に大切な行政組織の機構のあり方については、その後どういうふうに進められてきているのか何ら報告や進捗状況も見られていない中、この庁舎建設事業費の箱物建設が先行されたことに対して、市民の納得が得られていないと思い、この決算の認定には反対をいたします。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論ありませんか。佐藤郁夫君。

○議員（12番 佐藤 郁夫君） お疲れさまです。私は認定1号に賛成の立場で討論になりますが、まず委員長報告に質疑できませんので、ここで発言をさせていただきます。

まず、決算審査意見書についてです。私、特別委員会で意見を申し上げましたが、委員長報告を見ますと私の言い方というか真意が十分に伝わらなかったように思います。確か少し書いていただいておりますが、その件につきましては敬意を払いますが、このままでは本会議の議事録に

残りませんので、あえて言わせていただきます。

私が言いたかったのは2点でございます。

まず1つは、決算審査意見書と代表監査委員の口頭による詳細説明の発言内容についてです。代表監査委員は審査意見書を補足するために具体的に事例を上げて説明したと言っていました。私には審査意見書と同じ内容とは聞き取れませんでした。したがって、議場での発言につきましてはわかりやすく審査意見書に文章として記載していただくようお願いしたいと思います。

それからもう1点でございますが、監査委員の職務についてでございますが、御承知のとおり監査委員の職務内容については、地方自治法に定められております。私には代表監査委員の発言内容が職務を超えて市長の政策にかかわるところまで、踏み込んだ部分があったように聞こえました。

私としては、発言内容に差異があったように感じましたので、今後とも地方自治法に沿った意見書の作成、議場での発言は慎重にお願いしたいと思います。

以上でございます。なお、認定1号につきましては、執行部が鋭意頑張ってやっておると、そういうことをまた庁舎建設等の部分も粛々と我々議会も議決をしたあとに努力をされて取り組みはされている。そういうことを考えますと、意義も反対もございません。

この結果を来年度予算編成等に十分反映、生かされるよう期待をいたしまして賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで討論を終わります。

これより、認定第1号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第3、認定第2号平成25年度由布市水道事業会計収支決算の認定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第2号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立17名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第4、議案第62号県営圃場整備事業の損失補償については、継続審査です。

次に、日程第5、議案第63号由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第63号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立19名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第64号由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第64号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立19名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第65号由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第65号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第66号由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第66号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第67号由布市職員定数条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第67号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第68号平成26年度由布市一般会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 2点、お伺いしたいと思います。まず総務委員長にお伺いいたします。湯布院地域づくり推進事業の防衛調整交付金の温泉掘削についてのことでございますけれども、若杉地区だと思います。まだ源泉まで届いていないから今後の事業見込みが心配だということ、もし湧出しなかったときの交付金の取り扱い、また、湧出した場合の事業展開、質問が出されましたという、この質問の内容と今後の施設造成建設維持管理など多大な予算が予想されるということを執行部に慎重に対応を求めたということでございますけれども、この内容の2カ所について説明を受けたいと思います。

次に、産業建設委員長にお伺いいたしたいと思います。

商工費の組織体制一元化事業についてでございます。文脈からは最後のほうに観光7団体の調整を行い努めていけど、自主財源の確保に努めていただきたいというふうなことを受けて、観光行政と観光7団体の一元化ですけれども、観光関連組織が1団体ふえただけにとられることのないように、私自身はそういう危惧を詳細説明のときにも執行部にお伺いしたんですけれども、その辺り具体的にどのように執行部と今度の観光新組織の準備委員会の中で調整されていくのか、スケジュール的なものがわかれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（佐藤 人已君） 溝口議員の質問にお答えします。

まず、若杉の温泉掘削の件ですが、もし——今、25度のお湯が出ています。けれども、それを今度ははっきりつないでみないと温度が上がるのか、上がらないのかはちょっとはっきりしていませんけれども、もし、出るとすれば、あと土地を買って、もし温度が低い場合は加温しなくちゃいけない。そういう設備等の面もありますけれども、もし、お湯が出ない場合は、市のほうで補償するというか、防衛の資金を使っても返済しなくちゃいけないのではなかろうかなという委員の意見がありまして、そういうところから審査をしたわけでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建築君） 溝口泰章議員にお答えします。

まず、本年4月1日より準備室ができました。行政2名と観光団体から1名で実際今行っております。まず、6月25日から27日にかけて北海道ほか視察研修を行っております。7月4日から5日、これも同じく施設研修を行っております。それと7月16日から18日これ長野県の

ほうに視察に行っております。

それから27年度には、4月に新組織の運用開始する予定でございます。事業内容としても骨子案等すべてできている内容を説明いただきました。それから、28年度には新組織の業務開始でございます。泰章議員、以上ぐらいでいいですか。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 以上ぐらいじゃなくて、行政2名、観光業から1名で視察を重ねながら研修してきたということですが、その報告をどのように受けたのか、また28年度開始ですからもう2年しっかりとやっていく期間があるのか、その準備段階でどんなふうに、私は観光関連組織が1団体ふえただけになる危惧を避けるためにも、しっかりしたトップから下におろしていくような形での組織化が上から下へと、いい形の支配じゃなくてこういう形をとってやっていくという、これからの全国のモデルになるような観光地の組織をつくっていくべきだと思って、そういう予定を立てているんじゃないかなと希望的にお聞きしたわけですので、その点を教えていただきたいと思います。

総務委員長には現在25度ということですが、温泉法では25度から温泉になっておりますから、これで温泉終わりというような形でピリオドが打たれる可能性があるかと思えます。また、それでは当然合いませんので、温泉としての実際の温泉はもっと温かかくて湯気が出なきゃいけないと思えます。そういう意味合いではあの集落にもうちょっと違った形の温泉掘削を早目に場所を変えてやるのか、またこれからもうちょっとついてみて、適度な温度までやっていくのか、そういう話が進んでいるのかをちょっと聞かせてください。

○議長（工藤 安雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（佐藤 人已君） まず、温泉掘削ですが、普通は真っすぐ真下に向かってどんどん掘っていくんですけども、ある一定の500メートルを過ぎた地点で、今度は斜めに掘って真っすぐ下に掘った位置から70メートル、直線で70メートルの位置に斜めに掘って地下の地質温度も35度ぐらいやったかな、あるということなので、その位置に接続するように、今、工事を進めております。いいですか。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） 溝口議員にお答えします。

観光新組織が体系もできました。まず、理事長、それからそれに伴う理事会がありまして、理事長の下に総務担当理事、会計担当理事、観光戦略担当理事、経営戦略担当理事、その下に事務局次長、観光新組織としてアドバイザーとして学識経験者、総務それから観光戦略、経営戦略と分かれて由布市観光事務調整会議にかけ、この組織のもとに活動していくと説明を受

けました。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 産業建設委員長、今の説明でイメージがだんだんと私の中でも具体化してまいりました。今後のこのシステムに乗かった力強い運営と開発、研究などが続くことを心から祈念しております。

また、総務委員長、斜めに掘って三十数度ぐらいの泉源が見込まれたというんですけれども、その温度で落ち着くんですか、それとも35度出たらそこでこれを使って、当然引き上げればもう一度加熱しなきゃいけないと思いますけれども、そういう温泉利用の形になるのか、そういう形の温泉が先ほどもちょっとありましたけれども、低ければもう1回つけばいいんだということになってしまうのか、その温度で加熱をして温泉として利用するのかというふうな話は出ていたんですか。

それとも、今の斜めに掘削で当たるまでやるということですか。

○議長（工藤 安雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（佐藤 人己君） 今の現段階では、まず斜めに掘って、まず泉源地に届くようにするのが先決でありまして、その後の温度に対して加熱するのか、いろんな条件を検討するという説明を受けました。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） 4番、工藤俊次です。産業建設委員長にお伺いをいたします。

農林水産業費の1項1目農業委員会の農地制度実施円滑化事業であります。これは農地中間管理機構に対応、連動するのだと思うのですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） ちょっと待ってください。

休憩をお願いします。

○議長（工藤 安雄君） 暫時休憩いたします。

午後0時02分休憩

午後0時03分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） この事業に関しては、委員会では審議をしておりません。農地台帳等整理をするように伺っております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。鷲野弘一君。

○議員（5番 鷲野 弘一君） 産業建設委員長にお尋ねします。

まず第1に川西交流センターの油代の件だと思いますけれども、これは当初管が破裂をしたときに、水温が下がったと。それにおいて業者のほうでボイラーを設定する。あとはその油費に関してはどうするのかと、ボイラー費に対してどうするのかということをお尋ねしたら、それは運営する川西交流センターが持つというふうに私はこの場所で聞いておりましたが、どのように対して今回このようになったのかをお尋ねをします。

続きまして、6款1項2目の第62号と一緒になんですけれども、——件ですけれども、今回、凍結をされたというふうにされていますが、じゃあ凍結中の延滞金利についてこれはJAと一緒に協議をされ、金利のほうも凍結されているのかそのところをお聞かせください。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建築君） 県営圃場整備の件からいきます。継続審査でその件に関してはお答えできません。今から審査をする。

それから川西の温泉の件ですが、当初、掘削をしてお湯が出らなくなって、その後市が介入しまして温泉のための燃料費等、市の手続きでできました。温泉が再開したわけですが、その後また温泉が出らなくなり、加温が必要であることからこの燃料費134万円、全てが134万円じゃありませんが、必要になったというわけでそのように決定を25年度のみ決定をいたしたところです。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 鷲野弘一君。

○議員（5番 鷲野 弘一君） 川西に関しましては、この場所で燃料費に対しては、もう執行しないというふうに私はここで話を聞いておりました。というふうに私は理解しておりますけれども、25年度だけというふうに言われてますけど、今後また来年もまたこの油のお金というのは必要になってくるわけですから、それについてどのように対処されているのか、どのように改善をしていくという話を聞いているのかちょっとお聞きをしたいと。

また、継続審議とは凍結しているので答えられないということをお言われましたけれども、金利についてはどうなっているのかだけでも、これはJAと話ができているのか、凍結した場合。また、これ3カ月ないし延びると思いますけれど、その間の金利は、これも高い金利ですのでどのようになっているのか、市がこういうふうに話を今しているのか、金利のほうもそれまでちょっと凍結してくれっていう話ができているのか、そこだけでもお聞かせください。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建築君） 圃場問題から、まだ金利の問題等、一切まだ相談もして

ないし、農協との対応もしておりません。継続審査になったということだけで、今後の課題は今から話し合いと思います。協議と思います。

それから、川西の交流センターの件はやはり温泉が出なくなったら、あそこの運営も相当厳しくなると思います。そういう意味で行政側と当組合がさらに協議をしてよい方向でいくようにとの説明をいたしました。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 鷲野弘一君。

○議員（5番 鷲野 弘一君） 1カ所にそういうふうに補助金をどんどん出して行けば、やはりほかのところでも、今回私たち総務常任委員会のほうでもやはり検討しなければならない同じようなところがありました。それですので、この場所で前回、本当油代のほうは地元がするというふうに話を私聞いておりますので、ぜひとも、ちょっとここのところはもう少し地元の扱っている運営されている方ともう少し煮詰めた話をさせていただきたいというふうに思います。

また、県営事業に対する件ですけれども、これはやはり凍結すると、別にどうするというふうに、しないというわけではなく、今話しをしているわけですから、その間のやっぱり金利停止等のやっぱり措置はするべきだというふうに思いますので、ぜひとも委員長、各部局と話をされて、ぜひともこれは農協のほうにその間のやっぱり金利凍結は申し入れるよう、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建築君） きょうの議会で継続審査になったわけですから、あすからやっぱり行政と一緒にあってそういう協議をしたいと思います。

それから、川西のほうは燃料費は全て市が出すと言ったことは、言ったか言わんかわからないので、はっきりしたいと思います。しばらくお待ちください。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。淵野けさ子さん。

○議員（15番 淵野けさ子君） 引き続きで申しわけないんですが、産業建設委員長にお伺いします。

衛生費の市の指定ごみ袋のことについてですけれども、事務の省力化や効率化を図るための販売ルートを調査、検討すべき、商工会との連携により在庫管理から販売までのルート確保も可能ではないかと考えられるというふうにあるのですが、こういうふうに書かれているということは何か不都合があったのかどうかということをお聞きしたいのですが、と言いますのも、環境衛生組合議会で指定のごみ袋の手数料が湯布院町が高くて、庄内、挾間が安かったんです。それが議

会でわかったんですけど、平均、同じ手数料だと思えるのですけれども、そういうのと関係あるのでしょうか、何かの不都合がなければこういうのを書かないと思うのですが。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） お答えします。

不都合はありません。ただ、職員さんが個々のお店に配達して行ったり大変な今作業がありますので、委員からどこか他の市町村の例が出ましてそれを商工会がやって、うまく行っているそうです。そういうことで、商工会と今から検討してよい方向に行ったらいいなという意見でございいます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） 4番、工藤俊次です。先ほど言いました農林水産業費の中の農地制度実施円滑化事業のことでありますが、これは各県に設置された農地中間管理機構、農地バンクと言われるやつなんですけど、これに対応、連動するものということでもあります。

安倍政権の農政改革はTPPの妥結を前提にして全農地の8割を大規模な農家に、担い手に集積するという大きな目標を掲げております。その決め手と位置づけられているのが、この農地中間管理機構であります。米つくって飯食えないと言われるぐらい安い米価、それからなかなか儲からない農業を諦めなければしょうがない、そういう状況が広がっています。そんな中で担い手への農地の集積や耕作放棄地の解消などは当然、必要な事業でありますし、その実施を円滑にすることも大変必要なことでもあります。農地中間管理事業では、農地に関する許認可権は農地中間管理機構に移すことを明確にしております。

そして、農地の貸し手を把握したり、借り手を確保するなどの下請け作業を農業委員会にやらせようということになっております。そういうことを農政改革は目指しております。家族農業を締め出して地域崩壊させる農政改革に反対するという立場からこの事業とこの補正予算に反対をいたしたいと思っております。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで討論を終わります。

これより、議案第68号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起

立を求めます。

〔議員20名中起立19名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第69号平成26年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第69号を採決いたします。

本案に対する各委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第70号平成26年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第70号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第71号平成26年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第71号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第72号平成26年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第72号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第73号平成26年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第73号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第74号平成26年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第

1号)を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(工藤 安雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(工藤 安雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長(工藤 安雄君) 起立多数です。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後0時17分休憩

.....

午後0時17分再開

○議長(工藤 安雄君) 再開します。

お諮りします。ただいま議員発議として発議第7号及び発議第8号の発議2件、及び各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されています。ついては、この提出案件3件を日程に追加し、追加日程第1から第3として議題にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(工藤 安雄君) 異議なしと認めます。よって、提出案件3件は追加日程第1から追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 発議第7号

追加日程第2. 発議第8号

○議長(工藤 安雄君) まず、追加日程第1、発議案第7号及び追加日程第2、発議案第8号の発議2件を一括して上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。まず20番、太田正美君。

○議員(20番 太田 正美君) 発議第7号由布市議会基本条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年9月19日、提出者、由布市議会議員太田正美。

賛成者は記載のとおりです。

提案理由、議会の活性化を図るため、議会に関する基本的事項を定める等の必要があるため、裏面をお開きください。

本条例は前文と11の章と25の条文で構成されています。

第1章、本条例の目的については、市議会の基本理念、議会、議員の活動原則を明らかにするとともに、議会と市民及び市長等との関係並びに議会に関する基本的事項を定めることにより、分権時代にふさわしい市民に開かれた議会を実現するとしています。

第2章、議会の活動原則では、議会が市民を代表する議決機関であることを自覚し、市政の運営状況を監視することや、市民の代表機関であり市民への説明責任を果たすことなどを明記しています。

議員の活動原則では、議員相互間の自由な討議を尊重することや、市民の意見等を的確に把握すること、不断の研さんなどを明記しています。

第3章、市民と議会の関係では、情報公開の徹底や市民への説明責任を果たすこと、広報活動の推進、賛否の公表、市民等との意見交換の場を設けることができること、議会報告会を行なうことなどを明記しています。

第4章、市長等との議会の関係では市長との立場、機能の違いを踏まえ、緊張関係の保持に努めることを、一問一答による質疑応答や反問権について設定しています。

第5章、自由な討議による合意形成では議論を尽くして、合意形成を図ることを明記しています。

第6章、議会改革では継続的に議会改革に取り組むことや、議員としての資質向上を図るための研修を強化することなどを明記しています。

第7章、委員会では委員会の専門性を高め、所管事項の政策審議や政策提案に努めることや、原則公開とすることなどを明記しています。

第8章、政治倫理では、議員は市民の代表としての自覚を持ち、不断の努力をもって品位の保持、政治倫理の向上に努めることを規定しています。

第9章、議員の定数及び議員報酬では、市民の意思を市政に反映できる人数であること、議論を尽くすことができる人数であること、市民の意見を聞くよう努めることなどを明記しています。

第10章では、議会事務局体制の強化、充実に努めること。

第11章では、この条例が議会運営における最高規範であって、議員は遵守する責務があることや、見直し規定などを規定しています。

施行日は、平成26年10月1日です。

今回の議会基本条例の内容は、多くが既に由布市議会の議会改革の取り組みとして実行してき

たものですが、今回、条例化することによりはつきり議員一人一人に意識づけがなされるものと思います。この議会基本条例の制定はあくまでも出発点です。これまでの議会改革の努力の上に、今後議員各位がさらに努力を重ねることによって、由布市議会がより充実、向上していくものと信じて提案理由の説明といたします。どうぞ、御賛同のほどよろしく願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、9番、二ノ宮健治君。

○議員（9番 二ノ宮健治君） 発議案第8号手話言語法（仮称）の早期制定を求める意見書。

上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。

提出者、私、二ノ宮健治でございます。賛成者は教育民生常任委員会全員でございます。

提案理由は手話言語法（仮称）の早期制定を求めるものでございます。

手話言語法（仮称）の早期制定を求める意見書案でございます。

ろう者は昔から手話を使ってまいりました。しかし、法的には手話が言語として認められてきませんでした。そういう中でろう者は社会のいろんな場面で不利益を被り、差別され排除されてきました。そういう中で手話が日本語と対等な言語であることを示して、そしていろんな場所で手話を認めていこうと、そして社会に自由に参加できることを目指す手話言語法制定をしたいという意見書でございます。

よって、国会及び政府においては、上記の内容を踏まえた手話言語法（仮称）を早期に制定するよう強く要望します。ということで99条の規定により意見書を提出したいと思っております。

提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣でございます。何卒、御可決を賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの発議案2件については会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思っておりますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、全員による審議することに決定いたしました。

まず、発議案第7号由布市議会基本条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。

これより、発議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第8号手話言語法（仮称）の早期制定を求める意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第3. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（工藤 安雄君） 次に、追加日程第3、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておりますように、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

○議長（工藤 安雄君） これで本日の議事日程は全て終了いたしました。

以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。会議を閉じます。

これで平成26年第3回由布市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後0時28分閉会
